

水道管の凍結防止について

☑水道管の凍結防止について

冬の冷え込みが厳しいとき、水道管が凍ったり破裂したりすることがあります。このような凍結を防ぐ方法として、タオルや発泡スチロール系保温チューブ（市販品）などを水道管に巻きつけ、その上にビニールテープなどを巻いて、直接冷気を受けないようにして下さい。蛇口の水を少しずつ出すのも効果的です。

☑凍結しやすい水道管

- ・屋外に露出（むき出し）している管
- ・家の北側にあり、陽の当たらないところの管
- ・風当たりの強い場所にある管

☑一般家庭でできる防寒の仕方

- ・保温材やタオル、布切れで蛇口の上まで完全に包み、レジ袋などで覆って下さい。
- ・メーターを保護するためにメーターボックスの中に、使い古しのタオルや布切れ、発泡スチロール等を入れ、保温します。

☑水道管が凍ってしまった場合

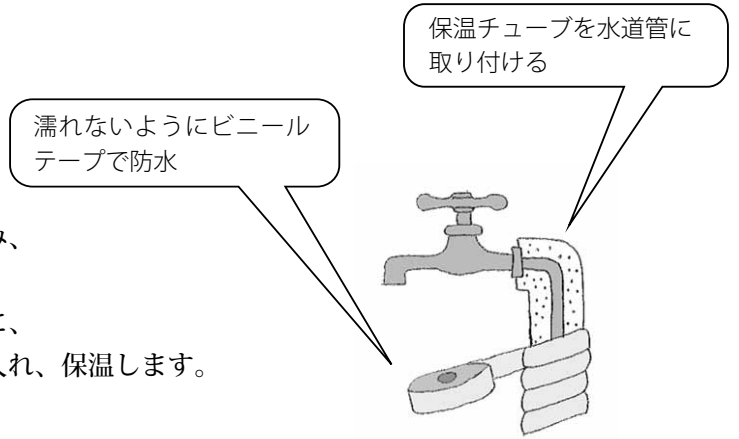
- ・蛇口が凍ったときは、自然に溶けるのを待つか、凍ってしまった部分にタオルなどを被せて、ゆっくりとぬるま湯をかけてください。

※急に熱いお湯をかけると、管や蛇口が破裂したり、給水栓をいためることがありますので注意が必要です。

- ・凍結により、蛇口を開けても水が出ない場合、蛇口を開けたままになることがあります。水が出なくても、必ず蛇口を閉めるようにして下さい。

☑水道管が破裂してしまった場合

- ・水道管および水道メーターが破裂したときは、できる範囲でメーターボックス内のバルブを閉め、水を止めてください。
- ・水道メーターから蛇口までの漏水については、町では修理できませんので、町指定の水道工事店へ修理を依頼してください。水道メーター付近で漏水している場合は、水道課にご連絡ください。
- ・漏水については、水道料金が減免の対象になる場合もありますので、町指定の水道工事店か水道課にご相談ください。なお、減免対象は、1年間の平均使用量と漏水期間の使用量の差の2分の1で、水道工事店の漏水修理証明書を添えた申請が必要ですので、ご留意ください。
- ・近所のお宅で漏水を見かけたときは、お住まいの方にお声掛けをいただくか、水道課へご連絡ください。



■問い合わせ 周防大島町水道課 ☎0820(79)1011

野焼きはやめましょう

ごみや草などの野焼きは、法律で禁止されています。
ごみや草などをそのまま焼却する場合も、ドラム缶などの簡易な構造の焼却炉を使用して焼却する場合も野焼きと同じ扱いになります。

野焼きは、周辺地域の生活環境に与える影響や廃棄物の不適正な処理の防止から原則禁止され、一定の例外を除いて、罰則の対象となっています。（5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科）
近隣に住む方々へ迷惑をかけないためにも皆さんのご協力をお願いします。

《罰則対象の例外となる廃棄物の焼却》

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの
- ただし、野焼き禁止の例外規定とされた行為であつたとしても生活環境上支障があり、苦情等がある場合は、改善命令や行政処分および行政指導の対象となります。

■問い合わせ

生活衛生課

☎0820(79)1012